第三項第一号(八)(2)の表中国内電信級陸上特殊無線技士の項の次に次のように加える。

第二級アマチュア無線技士	一	一	一	四（注）	二	一	十	六十分

○総務省告示第三十七号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第七条の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百七十三号（認定学校等の卒業者が無線従事者国家試験を受ける場合における試験の免除について定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十九日

総務大臣　山本　早苗

第二項の表中

「

第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士の国家試験	無線工学の基礎の試験 英語の試験
第三級海上無線通信士又は航空無線通信士の国家試験	無線工学の基礎の試験 英語の試験
第二級陸上無線技術士の国家試験	無線工学の基礎の試験

」

を

「

第一級海上無線通信士の国家試験の無線工学の基礎及び英語の試験について認定を受けた学校等	無線工学の基礎の試験 英語の試験

」

に、

「

第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士の国家試験	電気通信術の試験
第三級海上無線通信士又は航空無線通信士の国家試験	無線工学の基礎の試験 英語の試験
第二級陸上無線技術士の国家試験	無線工学の基礎の試験

」

を

「

第一級海上無線通信士の国家試験の無線工学の基礎及び英語の試験について認定を受けた学校等	無線工学の基礎の試験 英語の試験
第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士の国家試験	電気通信術の試験
第三級海上無線通信士又は航空無線通信士の国家試験	無線工学の基礎の試験 英語の試験
第二級陸上無線技術士の国家試験	無線工学の基礎の試験

」

に、

「

第一級海上無線通信士の国家試験の無線工学の基礎及び英語の試験について認定を受けた学校等	無線工学の基礎の試験 英語の試験
第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士の国家試験	電気通信術の試験
第三級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士の国家試験	無線工学の基礎の試験 英語の試験
第二級陸上無線技術士の国家試験	無線工学の基礎の試験

」

を

「

第一級海上無線通信士の国家試験の無線工学の基礎及び英語の試験について認定を受けた学校等	無線工学の基礎の試験 英語の試験
第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士の国家試験	電気通信術の試験
第三級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士の国家試験	無線工学の基礎の試験 英語の試験
第二級陸上無線技術士の国家試験	無線工学の基礎の試験

」

に改める。

○総務省告示第三十八号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第十三条の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百七十九号（学校等の認定基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十九日

総務大臣　山本　早苗

第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3　前号の規定により短期大学とみなされる同号の高等学校に置かれる専攻科のうち、電気通信術について次の各号に掲げる授業時間を履修させているものについては、それぞれ当該各号に定める試験が免除される学校として認定することができる。

(一)　別表第二号に定める第一級総合無線通信士の授業時間　第一級総合無線通信士及び第一級海上無線通信士の電気通信術の試験

(二)　別表第二号に定める第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士の授業時間　第一級海上無線通信士の電気通信術の試験